

第3章

安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

30-1 良好な地域環境を作る ……	122	35 地域生活を支える 駅周辺のまちづくり…	147
30-2 地域特性を活かした まちづくりの推進……	126	36 自立分散型エネルギー社会の 構築…	149
31 鉄道・道路など 都市インフラの整備…	130	37 リサイクルの推進と ごみの発生抑制…	153
32 災害に強い安全なまちづくり…	137	38 住まいの支援 ……	158
33 地域防災力の向上 ……	141		
34 安全・安心な地域づくり ……	145		



5月23日

練馬区・第十消防方面合同総合水防訓練

～土のう積み訓練の様子



9月13日 防災フェスタ

～消火訓練に参加する子どもたち

30-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「ねりまのかんきょう」環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの実施の際には、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きである。

区が関係地域になった事業は、平成27年度末現在18件である。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

【大気汚染物質に関する環境基準】

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値(98%値)が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

注：①二酸化窒素と浮遊粒子状物質については一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。
 ②環境基準 環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

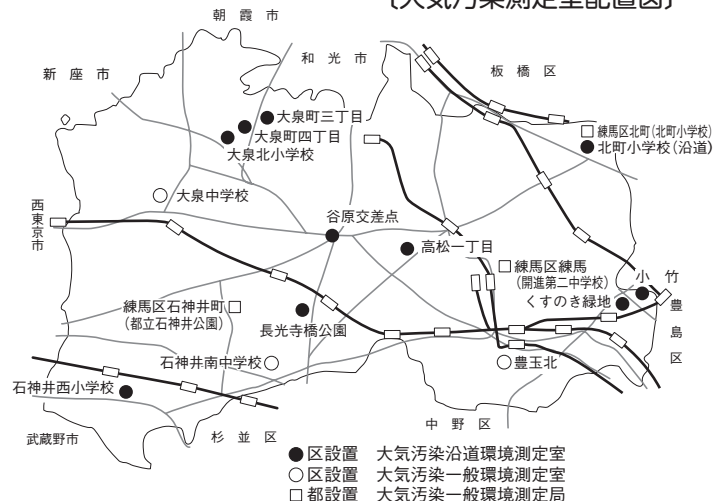
【大気汚染測定結果(区測定)】

平成27年度

項目	二酸化窒素(NO ₂)			光化学オキシダント(O ₃)			浮遊粒子状物質(SPM)		
	年度平均値	98%日平均値の値	適否	年度平均値	最高1時間値	適否	年度平均値	2%除外値の日平均値	適否
	ppm	ppm		ppm	ppm		mg/m ³	mg/m ³	
測定室									
豊玉北	0.017	0.038	○	0.035	0.186	×	0.019	0.045	○
石神井南中	0.016	0.036	○	0.032	0.180	×	-	-	-
大泉中	0.017	0.040	○	0.031	0.184	×	-	-	-
北町小	0.027	0.048	○	-	-	-	-	-	-
くすのき緑地	0.027	0.048	○	-	-	-	-	-	-
石神井西小	0.023	0.041	○	-	-	-	-	-	-
長光寺橋公園	0.024	0.042	○	-	-	-	0.020	0.048	○
谷原交差点	0.024	0.043	○	-	-	-	0.022	0.055	○
大泉北小	0.018	0.038	○	-	-	-	-	-	-
小竹	0.020	0.043	○	-	-	-	0.020	0.045	○
高松一丁目	0.019	0.040	○	-	-	-	0.019	0.047	○
大泉町三丁目	0.020	0.038	○	-	-	-	-	-	-
大泉町四丁目	0.022	0.040	○	-	-	-	-	-	-

注：①適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。
 ②「日平均値の98%値」および「日平均値の2%除外値」については左の表の「長期的評価の方法」を参照のこと。
 ③光化学オキシダントの年度平均値は、昼間(午前6時から午後9時まで)の15時間の平均値である。

【大気汚染測定室配置図】



1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。平成27年度の各汚染物質の状況はつぎのとおりである。

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 年平均値 (一般環境・沿道環境)

年平均値では、くすのき緑地測定室と大泉町四丁目測定室を除いて減少傾向を示している。27年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

[一般環境] (単位：ppm)

測定室	年度	23	24	25	26	27
豊玉北		0.020	0.018	0.018	0.017	0.017
石神井南中		0.019	0.017	0.017	0.017	0.016
大泉中		0.019	0.018	0.018	0.018	0.017

[沿道環境] (単位：ppm)

測定室	年度	23	24	25	26	27
北町小		0.033	0.031	0.025	0.028	0.027
くすのき緑地		0.030	0.028	0.028	0.026	0.027
石神井西小		0.026	0.025	0.024	0.023	0.023
長光寺橋公園		0.028	0.026	0.027	0.025	0.024
谷原交差点		0.028	0.026	0.026	0.025	0.024
大泉北小		0.020	0.017	0.018	0.018	0.018
小竹		0.023	0.022	0.022	0.021	0.020
高松一丁目		0.022	0.020	0.020	0.020	0.019
大泉町三丁目		0.023	0.022	0.021	0.021	0.020
大泉町四丁目		0.024	0.023	0.022	0.021	0.022
沿道平均		0.026	0.024	0.023	0.023	0.022

(2) 光化学オキシダント (Ox) 年平均値 環境基準は達成していない。

[光化学オキシダント (Ox)] (単位：ppm)

測定室	年度	23	24	25	26	27
豊玉北		0.030	0.033	0.034	0.034	0.035
石神井南中		0.029	0.030	0.028	0.032	0.032
大泉中		0.025	0.028	0.029	0.033	0.031

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM) 年平均値

27年度における各測定点の年平均値については、減少となったものが4か所、同値が1か所であった。環境基準については、全か所とも達成した。

[浮遊粒子状物質 (SPM)] (単位：mg/m³)

測定室	年度	23	24	25	26	27
豊玉北		0.021	0.019	0.021	0.021	0.019
小竹		0.020	0.018	0.020	0.021	0.020
長光寺橋公園		0.023	0.021	0.024	0.022	0.020
谷原交差点		0.021	0.021	0.026	0.022	0.022
高松一丁目		0.022	0.022	0.023	0.021	0.019

2 光化学スモッグ

27年度の注意報の発令日数は11日で、26年度の3日より増加した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

区では、27年度も区内3か所で年4回 (5・8・11・2月) 大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

区では、27年度も区内4か所で年4回 (5・8・11・2月) 大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.36本/L (総繊維数濃度) であった。

●アスベスト飛散防止

1 練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を施行し、大気汚染防止法対象外の成形板を含むアスベスト含有建材の除去等を伴う解体等工事について、区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

26年には大気汚染防止法が改正され、解体等工事発注者の責任の明確化等が図られたことを受け、区条例も同様の改正を行った。

2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。

27年度は、ガソリンスタンド等66事業所から使用量等の報告があった。

3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

東京都環境確保条例により、有害物質による土壌汚染を防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

(1) 対象となる事業所

指定された26物質（揮発性有機化合物、重金属、農薬等）の取扱い履歴のある事業所

(2) 対象となる状況

- ① 事業場の廃止または建物を除却する場合
- ② 3,000㎡以上の土地を改変する場合（都所管）

27年度は3事業所から区へ調査結果の報告があった。

また、調査の結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を講じなければならない。27年度は、2事業所から汚染拡散防止計画書の届出があり、2事業所から汚染拡散防止措置完了届出書の提出があった。

●放射線量の測定

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月より区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。

27年度の測定結果は0.029～0.082マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。

平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川はC類型、白子川はD類型に格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられた。水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

河川や池の水質調査を年4回実施している。

調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、降雨や河川改修工事の影響による参考値を除いて環境基準を満たしている。人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）も環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウを始めアブラハヤなどの魚類や水生植物が確認された。一方、特定外来生物の生息も確認されており、今後とも状況を見ていく必要がある。

なお、区内の河川で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

公害問題の解決に向けた取組として、公害を未然に防ぐための環境教育の実施等が必要である。

特に、騒音や振動、悪臭等の解決については、一人ひとりが地域社会の中で、お互いの生活を尊重し、思いやりを持った行動をとることが望まれる。区は、騒音計・振動計の貸出やパンフレットの配布、苦情相談への対応を行っている。

また、公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音実態調査を実施している。平成27年度は18件実施した。

さらに、深夜営業の飲食店に対しては、練馬、石神井、光が丘警察署が実施する招致指導の場を借りて、騒音苦情の抑制に資する講習会を実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕

平成27年度

種別	工場	指定 作業場	建設 作業	一般	合計 (件)	合計(%)
ばい煙	0	2	1	19	22	9.5%
粉じん	3	0	18	3	24	10.4%
アスベスト	0	0	7	0	7	3.0%
有害ガス	0	0	0	0	0	0.0%
悪臭	0	1	1	13	15	6.5%
汚水	0	0	0	1	1	0.4%
騒音	3	1	69	47	120	51.7%
振動	2	2	35	4	43	18.5%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	8	6	131	87	232	100.0%

(注) 2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示

(3) まちの美化を進める

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、適正管理の依頼通知を送付し、あき地の自主管理をお願いしている。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去を行っている。

●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を平成9年3月に制定した。その後、歩行喫煙の防止を強化するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定し、22年4月から施行した。

両条例では、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むことを定めている。こうした目的を達成するために、以下のような取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

27年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- (1) 区内一斉清掃（5月31日・11月29日）
- (2) 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内3駅にて実施）

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。（27年度38団体 48,153世帯）

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（27年度町会・自治会79団体 63,737世帯、ボランティア団体57団体 15,418人）

(3) ボランティア駅前清掃

駅前における自主的な清掃活動を支援するた

め、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（27年度15駅 34団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を巡回し、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 路面表示シートの貼付

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付している。

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に喫煙所を3か所に設置した。さらに、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。

27年度末現在、練馬駅3か所、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅、小竹向原駅に喫煙所を設置している。

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、27年度には0.2%にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の集計値）

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査開始当初は、4駅の吸殻本数の合計は500本前後であった。27年度は197本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（27年度は19件、23か所、延べ112.31㎡）を行っている。